

そらエネでんきプラン約款

2026年8月1日実施

リニューアブルトレード株式会社

I 本 則

1 対象となるお客様

電灯または小型機器を使用され、当社電気需給契約(以下「需給契約」といいます。)の対象となるお客様で、当社との協議が整ったお客様を対象といたします。

2 約款の変更

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

3 供給電圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトとします。

4 契約容量

契約容量は、原則として当該地域の一般送配電事業者が定める託送供給約款に準じます。

5 料金

料金は、別表に記載の基本料金と電力量料金、Ⅱ実施細目2(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金及び電気需給約款第28条に基づき算定された調達調整費の合計といたします。

6 計量

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により設置された計量器により計量された値とします。計量器の故障等により正しく計量が行われなかった場合、お客様と当社による協議により決定した値を計量値とします。

7 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。ただし、契約種別の変更を希望される場合の変更後の契約期間は、需給契約の変更が成立した日から変更後の料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。また、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。
- (2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

8 その他

- (1) その他の事項については、電気需給約款の規定を準用するものといたします。
- (2) この供給条件の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目〔適用範囲〕）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 検針期間と暦日数

電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

(1) 検針期間の日数

ア 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

イ 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(2) 暦日数

ア 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

イ 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第32条第5項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付単価を定める告示」といいます。）により定めま

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

ア 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

イ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときは、お客さまから

の申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、アにかかわらず、アによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

附 則

1 実施期日

この約款は、2026年8月1日以降の検針分から実施いたします。

別表

(東北電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	30 A	1 契約	473円00銭
	40 A	〃	675円00銭
	50 A	〃	878円00銭
	60 A	〃	1,080円00銭
	6kVAを超えた場合	超過1kVAにつき	203円00銭
電力量料金 1kWhにつき	得するプラン		38円30銭
	forREエナジープラン		39円90銭
	forREエナジーV2H割引プラン		37円90銭

※得するプランでは60Aまでの契約を受け付けております。6kVAを超えた場合の基本料金はforREエナジープラン、forREエナジーV2H割引プランのみ対象となります。

(東京電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	30 A	1 契約	743円00銭
	40 A	〃	1,040円00銭
	50 A	〃	1,337円00銭
	60 A	〃	1,684円00銭
	25kVA	〃	6,089円00銭
	6kVAを超えた場合	超過1kVAにつき	297円00銭
電力量料金 1kWhにつき	得するプラン		36円00銭
	forREエナジープラン		37円94銭
	forREエナジーV2H割引プラン		35円94銭

※得するプランでは60Aまでの契約を受け付けております。6kVAを超えた場合の基本料金はforREエナジープラン、forREエナジーV2H割引プランのみ対象となります。

(中部電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	30 A	1 契約	675円00銭
	40 A	〃	945円00銭
	50 A	〃	1,215円00銭
	60 A	〃	1,485円00銭
	6kVAを超えた場合	超過1kVAにつき	270円00銭
電力量料金 1kWhにつき	得するプラン		37円00銭
	forREエナジープラン		38円94銭
	forREエナジーV2H割引プラン		36円94銭

※得するプランでは60Aまでの契約を受け付けております。6kVAを超えた場合の基本料金はforREエナジープラン、forREエナジーV2H割引プランのみ対象となります。

(関西電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	6kVAまで	1 契約	250円00銭
	6kVAを超えた場合	〃	100円00
電力量料金 1kWhにつき	得するプラン		36円50銭
	forREエナジープラン		38円85銭
	forREエナジーV2H割引プラン		36円85銭

※得するプランでは60Aまでの契約を受け付けております。6kVAを超えた場合の基本料金はforREエナジープラン、forREエナジーV2H割引プランのみ対象となります。

(中国電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	6kVAまで	1 契約	216円00銭
	6kVAを超えた場合	〃	92円00銭
電力量料金 1kWhにつき	得するプラン		37円50銭
	forREエナジープラン		40円65銭
	forREエナジーV2H割引プラン		38円65銭

※得するプランでは60Aまでの契約を受け付けております。6kVAを超えた場合の基本料金はforREエナジープラン、forREエナジーV2H割引プランのみ対象となります。

(九州電力管内)

(税込)

契約種別		単位	
基本料金	30 A	1 契約	675円00銭
	40 A	〃	1,040円00銭
	50 A	〃	1,337円00銭
	60 A	〃	1,634円00銭
	6kVAを超えた場合	超過1kVAにつき	220円00銭
電力量料金 1kWhにつき	得するプラン		36円60銭
	forREエナジープラン		37円94銭
	forREエナジーV2H割引プラン		35円94銭

※得するプランでは60Aまでの契約を受け付けております。6kVAを超えた場合の基本料金はforREエナジープラン、forREエナジーV2H割引プランのみ対象となります。